

1．議事日程第5号

(平成20年第11回大口町議会定例会)

平成20年12月18日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第62号 大口町部設置条例の全部改正についてから、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第12号 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しを求める意見書提出についてから、議員提出議案第15号 不安定雇用の解消を求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正について及び、議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

2．出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3．欠席議員は次のとおりである。(なし)

4．地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 酒 井 鉄 副 町 長 社 本 一 裕

教 育 長	長 屋 孝 成	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
環境建設部長	近 藤 則 義	会 計 管 理 者	前 田 守 文
教 育 部 長	三 輪 恒 久	企画財政課長	掛 布 賢 治
保険年金課長	吉 田 治 則	建 設 課 長	鷓 飼 嗣 孝

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近 藤 登	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
--------	-------	------------------	---------

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（吉田正輝君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第62号から議案第70号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（吉田正輝君） 日程第2、議案第62号 大口町部設置条例の全部改正についてから、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまでを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 柘植満君。

総務文教常任委員長（柘植 満君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、去る12月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託を受けました4議案の審査の内容と、その結果について御報告いたします。

委員会は、12月10日9時30分より第1委員会室におきまして、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席により開催いたしました。

本会議において議案の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

初めに、議案第62号 大口町部設置条例の全部改正について。これにつきましては、今回の機構改革について住民への窓口業務の配置や周知に向けた取り組みをしっかりと行ってほしい。また、住民サービスが低下しないよう、不備があれば見直すことも行うとあるが、その考え方でよいかとの質問に対し、町広報や行政防災無線で周知を行い、パンフレット等を各部署のカウンターに設置していく。住民サービスの低下は招かないとの目標を持って編成を考えてきた。

また、交換ボックスを置いて、住民の利便性を図る新しい取り組みを考えている。事務事業を進める上で不都合があれば、規則の中で見直せるところは見直していきたいとの回答がありました。レイアウトについてもいろいろな提案がございました。このことに対しましては、ヒアリングの中で協議を重ね、事務的なことも含め、このような考えに至った。将来的に庁舎の増築等が考えられる場合は、住民が利用しやすい場所を考えていきたいとの回答がありました。

そのほか、多岐にわたり質問がありましたが、本会議でも回答がございましたので省略させていただきますが、議案第62号については、いろいろな質疑の中、おおむね適切に回答を得ながら審査を終え、採決の結果、議案第62号は全員の賛成をもって可決されました。

続いて、議案第63号 大口町税条例の一部改正について。前納報奨金の段階的廃止については、今経済悪化で大変な時代を迎えているので、柔軟な対応の考えはできないか。また、廃止は思いとどまるべきであるとの質問に対し、集中改革プランの中で検討してきたものであり、本会議の中でも説明しているように、住民税については徴収方法が違うことにより不公平感があるので、是正をさせていただきたいとの回答がありました。

採決の結果 議案第63号は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）について。西小学校の特別支援教室に283万円の予算の内容と、南小、北小の状況はどうかとの質問がありました。現状の西小での特別支援学級の児童数は17名、そのうち知的障害5名、情緒障害12名、特別支援学級は1クラス8名の定員で、情緒障害2クラス、計3学級である。21年度は18名になる予定で、知的が9名にふえ2クラスとなるので計4学級必要となり、整備をするもので283万5,000円を計上したものである。

また、南小の現状は、平成20年度は知的障害6名、情緒障害3名の計9名。21年度は知的4名、情緒1名、計5名の予定であり、北小では、20年度知的障害3名、情緒障害3名で、計6名。21年度、知的4名、情緒3名で計7名を予定しているとの回答がありました。

そのほか、特に質疑もなく、議案第64号は全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定については、質疑もなく、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託を受けました4議案の審査内容及び審査結果の御報告といたします。

議長（吉田正輝君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 吉田正君。

健康福祉常任委員長（吉田 正君） おはようございます。

議長の御指名がございましたので、御報告をさせていただきます。

平成20年12月11日木曜日に、委員の全員の出席のもと、健康福祉常任委員会を開催いたしましたので、御報告をいたします。

議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）、議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

議案第66号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、出産育児一時金の35万円から38万円になることについての質問がありましたが、他に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、保険料の未納について質問があり、7月末現在10件で20万円程度あるとの答弁があり、他に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託されました議案についての審査と結果についての報告を終わります。

議長（吉田正輝君） 健康福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 鈴木喜博君。

環境建設常任委員長（鈴木喜博君） 皆さん、おはようございます。

議長の御指名を受けましたので、去る12月8日の本会議におきまして当委員会に付託を受けました3議案の審査の内容と結果の報告をさせていただきます。

委員会は、12月12日午前9時半より役場3階第1委員会室において、委員全員と、酒井町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）につきましては、質問もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決するものと決しました。

次に、議案第68号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、職員給与で716万減額になっているが、職員1名の減と、徴収事務を丹羽広域に委託したことによるのかとの質問に対し、100%ではないが、そのような意味合いも含んでいるとの答弁でした。

特定環境保全公共下水道について説明をとの問いに対し、五条川左岸については、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の二つの区域に分かれており、41号線付近が境になっており、上流部が特定環境保全公共下水道事業、下流部が公共下水道事業で、補助金がそれぞれの事業で出るとの答弁でありました。

採決の結果、議案第68号については、全員賛成で可決するものと決しました。

続きまして、議案第69号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第1号）については、不明水の現状について質問があり、17年度から3ヵ年をかけて調査を行い、不良箇所については対応し、現在のところ約18%ほど下がったとのことでありました。また、将来、公共下水道と接続をする方向だと思うが、現在の状況はとの問いに、県あるいは国へ要望をしているが、まだ回答はないが、今後も要望活動は行っていくとの回答でございました。

他に質問もなく、採決の結果、議案第69号は、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました3議案の審査の内容と結果の報告とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第62号 大口町部設置条例の全部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第62号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 大口町税条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 反対の討論をさせていただきます。

この税条例の一部改正の中には、個人の町民税の前納報奨金を段階的に廃止することが含まれております。廃止をする理由には、不公平感のある制度であり、大口町の集中改革プランの中にも掲げてある目標であるということでございます。しかし、私は前納報奨金が不公平だからやめるべきだという御意見を住民の皆さんから聞いた覚えは一度もありません。だれが不公平だと主張していたのか、その根拠が定かではないというふうに思います。また、集中改革プランについては、執行部が政府の意を受けて掲げられたプランでありまして、その作成過程の中に議会の意見は一度も入ったものではありません。こういうものをつくって、これを検討し、実施していきたいという通り一遍の説明が議会に対してあっただけであり、この集中改革プランの中に掲げてある多くの内容が住民サービスの低下などを含んでいるものであり、重大な内容が含まれており、到底その集中改革プランに掲げてあるからということで容認するようなことはできない代物であると私は受けとめております。

今、将来不安が住民の中には大変大きな比重を占める、そうした社会状況になっております。社会福祉制度も後退の一途をたどり、老後の生活が不安だ、少しでも節約をして老後に備えなければならぬという思いの方が大変多くなっているときであります。そういう中で、少しでも税金の節約になるのであれば、そして早く税金を納めればそれだけ自治体の財政運営にも貢献することができる、そういう思いでこの前納報奨金制度を御利用されてきた皆さんの思いを考えると、この制度改悪を容認することはできません。

以上で、反対討論とさせていただきます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、個人の町民税の納期前納付報奨金を段階的に廃止すること及び個人の町民税の税額控除の対象となる寄附金を定めるための条例の一部改正であります。

そもそも、個人町民税の前納報奨金制度は、戦後の混乱期である昭和25年、税収の早期確保

と税額に対する金利という一面を付加して、納税意識の高揚を図ることを目的に設けられた制度であります。しかし、この制度も57年が経過し、所期の目的を終えたこと、さらには特別徴収のサラリーマンにとってこの制度の適用がなく、不公平感は否めないものであります。

本町においては、このような状況を踏まえ、検討に検討を重ね、この制度の廃止時期を既に引き延ばしてきたところであります。さらには、景気低迷のこの時期に配慮し、段階的に廃止するなど、町民の心情に配慮した改正であります。よって、大口町税条例の一部改正につきましては適切なものとして、この議案に賛成するものであります。

議長（吉田正輝君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第63号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（吉田正輝君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 平成20年度大口町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第64号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第65号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第66号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号 平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第67号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第68号 平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第68号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第69号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について、討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第70号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第12号から議員提出議案第15号までについて(提案説明・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第3、議員提出議案第12号 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しを求める意見書提出についてから、議員提出議案第15号 不安定雇用の解消を求める意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第12号及び第13号について、酒井廣治君、説明願います。

6番(酒井廣治君) おはようございます。

ただいま議長さんの御指名がありましたから、御説明申し上げます。

議員提出議案第12号並びに議員提出議案第13号を一括して、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議員提出議案第12号

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しを求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日提出

提出者 大口町議会議員 酒 井 廣 治

賛成者	大口町議会議員	吉田	正
	”	大口町議会議員	柘植 満
	”	大口町議会議員	宮田 和美
	”	大口町議会議員	土田 進
	”	大口町議会議員	鈴木 喜博
	”	大口町議会議員	宇野 昌康

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直しを求める意見書

本年4月から始まった長寿医療制度は、増大する高齢者の医療費を国民全体で安定的に支えらるとともに、75歳以上の高齢者の特性を踏まえた適切な医療サービスを提供するために導入されました。高齢者医療の安定的な確保を図り、老人保健制度が抱える問題点を解決するために、10年にわたる論議を経て制度化されたものですが、今なお制度に対して十分な理解が得られている状況ではありません。

さらに、高齢者の方々の心情に配慮し、また、医療関係者、事業主や被用者、保険者、地方自治体など多くの関係者の意見を聞きながら、より良い制度へと改善することが必要と考えます。法律の規定では「5年後の見直し」となっていますが、これまでの状況をかんがみ、前倒しした対応が望まれています。

よって、政府におかれましては、下記の項目について早急に長寿医療制度の見直しを行うよう強く要望いたします。

記

- 1 引き続き政府広報などを活用した積極的な制度の広報・周知に努めること。また、市町村がきめ細かな広報活動や説明会の開催ができるよう財政的支援を拡充すること。
- 2 法律に規定する5年後の見直しについては、高齢者の心情に配慮し、前倒しで実施すること。
- 3 高齢者医療を支える費用負担の在り方については、現役世代と高齢者、事業主と被用者、保険者と財政等さまざまな要因を検討し、全世代の納得と共感が得られる枠組みを検討すること。
- 4 また、年齢による区分や年金からの天引きについても、その在り方について検討を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 麻 生 太 郎
厚生労働大臣 舩 添 要 一

議員提出議案第13号

年金・生活保護・児童扶養手当などを物価高騰に合わせて
引き上げる意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日提出

提出者	大口町議会議員	酒 井 廣 治
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
〃	大口町議会議員	柘 植 満
〃	大口町議会議員	宮 田 和 美
〃	大口町議会議員	土 田 進
〃	大口町議会議員	鈴 木 喜 博
〃	大口町議会議員	宇 野 昌 康

年金・生活保護・児童扶養手当などを物価高騰に合わせて
引き上げる意見書

原油や食料などの生活必需品の価格や電気ガスなどの公共料金が上がる一方で、家計の所得は伸び悩んでおり、特に生活困窮世帯に与える影響は甚大です。

物価の値上げ、特に生活必需品の高騰にもかかわらず、今年度、年金や生活保護などの物価スライドは行われていません。しかも、年金は、2004年の年金改正で導入された「マクロ経済スライド」の発動により、来年度も据え置きの可能性が出ています。

世界の経済と金融の在り方の根本が問われ、日本経済を「外需頼みから内需主導」に切り替えていくことは、政府・与党も言い出しています。

内需を一番主導するのは国民生活、その国民生活を支える重要な柱は、雇用と合わせて社会保障です。

ところが政府は、2002年度以来、社会保障予算の自然増を毎年2,200億円（2002年度は3,000億円）も削減し続けてきました。その結果、国民の暮らしを支え、命と健康を守るべき社会保障が、生活苦や将来不安を逆に増大させています。

以上のことから、国会及び政府に対し、年金・生活保護・児童扶養手当などの水準を物価高騰に合わせて引き上げるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	河野洋平
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	麻生太郎
総務大臣	鳩山邦夫
財務大臣	中川昭一
厚生労働大臣	舛添要一

以上です。

議長(吉田正輝君) 続いて、議員提出議案第14号及び第15号について、宮田和美君、説明願います。

5番(宮田和美君) おはようございます。

ただいま議長さんの御指名がありましたので、議員提出議案第14号、第15号、朗読をもって説明とさせていただきます。

議員提出議案第14号

直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する
意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日提出

提出者	大口町議会議員	宮田和美
賛成者	大口町議会議員	田中一成
"	大口町議会議員	酒井廣治
"	大口町議会議員	丹羽勉
"	大口町議会議員	土田進
"	大口町議会議員	鈴木喜博

直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書

当地域は、濃尾平野のほぼ中央部に位置し、木曾川がつくった肥沃な土地、温暖な気候に恵まれ、古くから穀倉地帯として、また交通の要衝として発展してきた。

江戸時代初頭の木津用水の開削は、地域農業の飛躍的な発展とともに、町の形成や商工業の発展の契機となり、以来、当地域は、木曾川の安定化と新田開発が進められる中で、尾張の国を支えつつ、国力の増進、東西文化の交流に大きく貢献してきている。

これまでの木津用水の歴史が物語るように、古くから、治水や農業水利の整備、産業発展のための交通の整備などに、地域の民意、活力とともに、国家レベルの積極的な対応が続けられていることが、現在も地域を支える大きな基盤となっている。

一方、当地域は、風水害の歴史を数多く有し、また、地震防災対策の指定地域として、引き続き、地域住民の安心安全に暮らしのための対策強化は急務である。

よって、今後の地方分権改革の検討においては、国としての本来の責務や地域の実情等を十分勘案して検討されるよう下記の点について強く要望する。

記

- 1 国土の保全、食料の安定供給の確保に係る直轄の河川整備、道路整備、土地改良施設の整備など、広域的かつ大規模な社会資本整備については、国民の安全安心の視点から国が責任をもって対応すること。
- 2 地方支分部局の廃止に当たっては、事務と要員の双方を移譲するとしているが、社会資本の整備に関しては、地域の状況や整備の段階等により事務と要員が大きく増減する等の問題があることから、機動的な対応が可能な国、県、市町村の有機的な連携によって対応する現制度を基本とすること。
- 3 財源と権限が移譲されることを前提に議論されているが、具体的な処置についての議論がないまま検討が進められることは、三位一体改革と同様、地方間の格差が拡大されるおそれがあること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 麻 生 太 郎
内閣官房長官 河 村 建 夫
総 務 大 臣 鳩 山 邦 夫
財 務 大 臣 中 川 昭 一
農林水産大臣 石 破 茂
経済財政政策
担 当 大 臣 与謝野 馨

議員提出議案第15号

不安定雇用の解消を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日提出

提出者	大口町議会議員	宮 田 和 美
賛成者	大口町議会議員	田 中 一 成
"	大口町議会議員	酒 井 廣 治
"	大口町議会議員	丹 羽 勉
"	大口町議会議員	土 田 進
"	大口町議会議員	鈴 木 喜 博
"	大口町議会議員	倉 知 敏 美

不安定雇用の解消を求める意見書

今、全国のパート・アルバイトなど非正規雇用労働者は1,890万人で、全労働者の35.5%に達している。なかでも321万人にも急増した派遣労働者の7割を占めるのが「登録型派遣」であって、仕事があるときだけ雇用されるという極めて不安定な雇用状態に置かれている。

今、金融危機と世界経済の大混乱の中で、大企業が派遣社員や期間社員などを「雇い止め」にする動きが広がっている。トヨタ自動車とそのグループ企業では、7,800人に及ぶ期間社員、派遣社員の「首切り」を進めている。日産780人、マツダ800人、スズキ600人などというように、大企業が相次いで派遣社員の削減計画を発表している。このような大量解雇が一斉に行われるというのは、かつてなかった事態である。

非正規雇用者の処遇は、賃金や社会保険等の面で劣悪な状態に置かれワーキングプア増大の主な要因となっている。このため労働への意欲や将来への希望が持てず、格差の拡大につながっている事例が少なくない。このことは社会全体の活力を失うことになりかねず、若年世代に

においては、将来の生計の不安定化を招き、国の将来にも重大な影響を及ぼすことが心配される。

こうしたことから、誰もが意欲を持って働ける社会を目指し、働く者の視点に立った雇用の安定に資する制度を確立する必要がある。以上のことから雇用対策を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 麻生太郎

総務大臣 鳩山邦夫

厚生労働大臣 舛添要一

以上でございます。

議長(吉田正輝君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第12号から第15号までについては、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第12号 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しを求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第12号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第13号 年金・生活保護・児童扶養手当などを物価高騰に合わせて引き上げる意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第13号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第14号 直轄の社会資本整備及び地方支分部局の見直しに関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第14号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第15号 不安定雇用の解消を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第15号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号及び議案第72号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第4、議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正について及び議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更についてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い改正するものであります。

次に、議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更についてであります。

調整池整備工事の設計変更に伴い、請負金額を変更するものであります。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田正輝君） 議案第71号について、保険年金課長、説明願います。

保険年金課長（吉田治則君） 改めましておはようございます。

本来ですと、健康福祉部長が提案説明をさせていただくところでございますけれども、都合により欠席でございますので、保険年金課長が説明をさせていただきます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いします。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

裏面の2ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子供さんに対し、看護や介護のための補償金が支払われる産科医療補償制度が平成21年1月から始まりますが、この制度の掛金として出産1回当たり3万円を医療機関が負担することにより出産費用の上昇が見込まれるため、健康保険法施行令等の一部改正が行われ、またこの改正を受けまして、条例第6条第1項に規定します出産育児一時金の支給額を現行の「35万円」から3万円引き上げ、「38万円」に改めるものであります。

1ページにお戻りください。

附則としまして、第1項、この条例は平成21年1月1日から施行する。

第2項、改正後の大口町国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後から適用し、同日前に出産したものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（吉田正輝君） 続いて、議案第72号について、環境建設部長、説明願います。

環境建設部長（近藤則義君） 改めて、おはようございます。

議長さんから御指名をいただきましたので、議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更について説明をさせていただきます。

議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更につきましては、去る9月18日に制限つき一般競争入札を執行し、丸周建設株式会社に落札、9月議会最終日の26日に、契約金額9,555万円で、工期は本契約締結の翌日から平成21年3月25日までの契約議決をいただいております。

今議会に上程させていただきますのは、この工事は国の補助を受けて施行しているもので、当然、過大設計は認められないという前提があります。当初設計するに当たり、手元にあるデータ、資料に基づき許される範囲内で設計をいたしました。実際に工事を始めるに当たり、途中で工事をとめるわけにはいきませんので、試掘を試みたところ、当初のデータでは最大粒径15センチの玉石までの想定でありましたが、45センチの玉石が出てまいりました。この45センチの玉石を、予定していましたウォータージェット併用パイプロハンマ工法では掘り抜けなため、今回、設計変更を余儀なくされたもので、検討の結果、硬質地盤クリア工法に変更させていただくことにより請負に変更が生じており、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める事件となりましたので、今議会にお願いするものであります。

1. 契約の目的、調整池整備工事。2. 契約金額、変更前、金9,555万円、変更後、金1億1,328万300円。変更後、金1億1,328万300円につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料の変更設計内訳書を添付させていただいております。この資料により説明させていただきます。

表中、左側の中段の(A)の金額が税込み設計金額でございます。これに対し、下段の(D)が先ほど説明をいたしました変更前の契約金額9,555万円であります。

次に変更でございますが、表中、右側中段部分(A1)、変更後の税込み変更設計金額1億6,818万7,950円あります。変更契約金額は(D1)になりますが、その算出方法につきましては、表の下の計算式のとおりであります。(E1)の税抜き変更契約金額は(B1)の変更後の税抜き設計金額に請負率、これは(E)の変更前税抜き契約金額に相当しますが、これを(B)の変更前税抜き設計金額で除した額を掛け合わせて(E1)の税抜き変更後の契約金額が算出されます。この金額に(F1)の消費税相当額を加算いたしますと(D1)の変更後契約金額1億1,328万300円となります。

なお、表中、米印の四角の部分の数値につきましては、設計及び契約に対する変更差し引き増減額でありまして、(D1)の契約増減金額は1,773万300円となります。

前のページにお戻りいただきたいと思います。

3. 契約の相手方、丹羽郡大口町大字余野字寺浦221番地、丸周建設株式会社 代表取締役 近藤義則。

以上で、議案第72号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田正輝君） これをもって、提案理由の説明を終了いたします。

議案精読のため、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時23分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（吉田正輝君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第71号の質疑を終了いたします。

次に、議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（吉田正輝君） 齊木一三君。

10番（齊木一三君） 先ほど調整池の工法が変更になったのでということで、また追加が出ておるわけですが、この件に関しまして、先ほど説明があったように、9月26日ですが、本会議におきまして議決を得まして、そのもとに地元説明が行われたわけですが、当然私も出席させていただいておりました。

その折に、3月25日、年度内で工事は終わるという説明がありまして、お祭りが控えておりましたので、お祭り以降から工事に入っていただくというような話を私もお聞きしまして、地元の方も御了解をいただいておりますというような経緯があったわけですが、しかし、お祭りが過ぎても一向に工事が着手されない。また1ヵ月ぐらい過ぎて、ようやく仮設の養生ができて、それから工事が始まるのかなと思いましたが、またストップしているというようなことで、現状、工事がストップしたままだということなんです。

それで、地元の人からは、一体どうなっておるんだという声が相当聞かれるわけですが、区

長さんの方にしても、説明会でそういう話があったものですから、地元の方等々に学共の駐車場としてその用地が使われておりますので、工事が始まりますので、学共を利用される方は車は遠慮してくださいということで、各団体、かなりの皆さんにそういう形で周知をされてきたわけでございます。余野の学共は、規模も多少大きいものですから、いろんな団体さんが遠くから車でかなり見えていまして、その駐車場を大変利用される方が多いわけでございます。そういう関係で、区長さんもいろいろそういう団体の方を断ってみえまして、どうなっているんだという話が出てきておりまして、大変困ってみえるわけでございます。

工期が延長しなきゃいかんというような話も今ちょっとお聞きしたんですが、工期が延長になるということは、どのくらい延長になるのか、そういう細かい話もちょっとお聞きしておかなきゃいかんと思ひまして、また工事期間のいかんによってはまた工事に着手、いろんな面で御配慮いただかなきゃいかんと思うんですが、そこら辺のところ、ちょっと教えてください。議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） ただいまの御質問ですけれども、工事がとまったままということと、駐車場として利用しているからどうしていいかということと、工期の延長についてだと思ひますけれども、工事がとまったということでございますが、こちら先ほど部長から説明させていただきましたとおり、国の補助を受けてやるものですので、変更にあたりまして一つずつ証拠になるような資料を集めて変更していきたいと思っております。また、無理な工事をやると危険なものですから、一つずつ、1回ずつチェックしながらとめていくという形で、今のところとまった状態になっているものでございますので、御了解願いたいと思ひます。

それから駐車場としての利用ということでございますが、こちらにつきましては担当及び請負業者の方から毎回、変化があるたびに区長さんへお知らせするとともに、余野の学共に駐車場担当という方が見えますので、そちらの方に随時連絡させていただくという形で進めさせていただいておりますので、よろしく願ひいたします。

また、工期の延長につきましてですが、これは国の補助ということで、勝手に繰り越すことができませんので、今県の方へ申請しまして、国の財務局の承認を得るという形でこちらから依頼をしております。例年ですと、ほかの市町村の例を見ますと、その回答が来るのが2月末から3月ということですので、それが承認された後、また再度、工期の延長ということで変更契約の議案を提出させていただきます。今予定しておりますのが、この工期の延長につきましては皆様御承知のとおり池ですので、水が出てまいりますと工事が一たん停止してしまいます。ですので、4月後半の水が出るころまでに、できることでしたら池を完成まで持っていきたいと思ひます。その後、水があってもできるような工事は進めつつ、最終的に秋になりまして、また水がとまった時点で、今度水路から、昭和川から池の方へつなぐ工事を進めたい

と思っておりますので、最終的には22年の1月に変更したいと考えております。ですから、夏場についてはできる限り駐車場として利用していただけるように考えております。

それから年末年始につきましても、今まだ工事の方が始まっておりませんので、このまま入ることなく、駐車場として年末年始、利用していただける形で進めていこうというふうに話を進めていく考えでありますので、よろしく願いいたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 工事を変更、国の補助を受けているから過大設計ができないとか、いろんな説明を受けたわけですが、これ私、逆だと思うんですが、過大設計しないために調査が不足しているんじゃないかと、私は逆にそう思うんですけれども、やはり計画から工事着手に至るプロセスが何かおかしいような感じがするんですが、そういう過程でこういういろんなわからないことが出てきて、また追加予算、工期変更、そんなような状態が出てきておるんじゃないかと思うんですが、これは私の考えですので、やはり事前調査不足は否めないんじゃないかと、このように感じるわけですが、そのお答えをひとつお願いしたいのと、22年1月完成という話ですが、これ、今の渇水時期にやれるものはやって、それで最終的に22年1月という話ですが、その間、工事をやるたびにだらだらだらと現場が使えない、また通行にも支障になるような話では、住民の皆様にも大変迷惑をかけるわけですね。そういう関係で、やれるときに一気にやるような工程を考えていただきたいんですが、これ年末年始を控えておきまして、学共もかなり利用者が多くなりまして、駐車場は不可欠なところなんですね。それがないと道路にとめられたり、また事故が起きたりとか、いろんなケースも考えられます。年末年始は、一たん現場を戻していただくと、駐車場に。そういうような形をとっていただきたいと。

さらに、先ほど申しましたように、工期が22年の1月という話ですので、そこから逆算してきて、やれる範囲内のところまで駐車場として残しておく、そんなような形をとっていただきたいんですが、いかがなものでしょうか。

議長(吉田正輝君) 建設課長。

建設課長(鵜飼嗣孝君) 今の通行どめ等ということで、住民の方の影響とか、年末年始の話ということですが、通行どめに関しては、池の工事を行っている間につきましても、よほどのことがない限り通行どめは必要ないと思っております。通行どめになるのは、先ほど申しました昭和川との接続するときですので、これにつきましては来年の秋、始めるときに通行どめをお願いする形になると思います。

また、この4月末までには池の方を完了させたいと思っておりますので、その時点におきましては、池の上部につきましても現状と同じような形になりますので、水路との接続工事に関

係がない部分はできるだけあけて、駐車場として使っていただけるようにしていきたいと考えております。

年未年始につきましては、先ほど申しましたとおり工事は行わないということで進めていきますので、お願いいたします。

また、一気に工事はできないかということですが、こちら工事するに当たりまして安全・安心ということで、この池の隣接に民家等ございますので、急いでやって事故等起こると大変なことになりますので、こちらは安全・安心ということを考えて進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 最後になりますけれども、工事をやる段になって通行どめはしないという話ですが、工事をやる段になりますと、どうしてもいろんな重機、またダンプが出入りするわけですね。そういう面では私に言っているだけでございまして、それが4月ですか、本体が終わるとということで、それ以降はまた駐車場になると。とりあえずは駐車場ということですね。そういうことにしておいていただけると。

もう1点、年未年始、とにかく仮設、そこら辺も含めてきちっと安全を確保して、駐車場にできるようにしておいていただくように要望します。

それと、もう1点言われましたのは、私よくわかりませんが、工法を変えたとかいろんなことを言われるんですが、その工法というのは私聞いておりませんが、この2ヵ月半ぐらい、私も地元説明会に出ておりまして、最初の話聞いておりますだけで、今初めてそのような議案が上がってきておるわけですね。区長さんにお話はるされておるかと思いますが、私ども一向にそういう情報が入ってこないんですが、こういうことで、私は今説明を聞いて質問させてもらっておるんですが、変更があれば、そのときそのときで、私らもただ地元説明会に出まして、これは新川流域対策のことでどうしても必要なんだという話をさせていただいた記憶があります。それについて、住民からかなりきつい意見が出たことは課長さんもよく御存じだと思いますけど、そういうことにおいて、今そういう状態にとまっているということは、大変住民の人も不信感を抱いておるわけですよ。だから、きちっと、町長言われるように、ハウレンソウじゃないですけども、いろんな過程がありましたら、そういうことはちゃんと報告していただかないと、私たちも地元から選ばれてきて、地元の方から言われたときに答えようがないわけですね。ただ、今とまっているのは水が出るからできないとか、工事費が安くて建設業者が今やれないんだとか、いろんな憶測が飛んでおったわけですね。そういう情報も入れていただきまして、円滑に工事ができるようにお願いしておきます。

それと念を押しますけれども、年末年始、必ず駐車場にさせていただきまして、それから4月、国の承認を得なければという話ですが、工程が2月末ですか、言われたんですが、4月には本体が確実に完成するという確約だけさせていただきまして、駐車場を利用される方に不便をかけないようにということだけお願いしておきます。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） 工法の変更ということですが、工法につきましては、当初は、先ほど部長からも御説明させていただきましたウォータージェットパイプロハンマ方式ということで考えておったんですけれども、これは15センチ程度の玉石までは水を噴射しながら石をずらしながら矢板を打ち込むというものだったんですけれども、先ほどのお話のとおり45センチのものが出てきましたので、今度45センチの石を砕くということが必要になりました。これにつきましては、今回の当初設計以前ですと、工法としてはアースオーガ工法とかオールケーシング工法というものがあつたんですけれども、これは当初予定したウォータージェットの工費としましては3倍程度かかるものでございました。ところが、今回、夏に入りまして国の設計図書の方に硬質地盤クリア工法というものが出来まして、こちらの方が経費としてウォータージェットの2倍程度ということで、さらに日数につきましても、この工法につきましては石を砕きながら矢板を打ち込むという工法ですので、工法的にも日数的にも少なく済むと。また、振動・騒音につきましても、ウォータージェットは押しながら、震わせながら埋めていくものですので、それなりの振動が出ておるものですが、今回のクリア工法につきましては、ドリルで砕きながら埋めていきますので、ウォータージェット工法よりも静かで、あまり振動も出ないというふうに聞いております。

工法の変更につきましては、それぞれ、先ほど申しましたとおり一つずつ石が出るかどうか確認して、出てきたからどうしようということで、先ほどの工法を検討させていただいて、今回変更ということで、その都度、こちらの担当の方から区長さんにはお話をさせていただいております。また、議会の方につきましては、決定させていただいたときですけれども、この前の委員会協議会の方で報告させていただいたという手当てで進めさせていただいております。

また、駐車場の利用につきましても、先ほど申しましたとおり、余野の学共の駐車場担当の方がお見えですので、その方に、変化があるたびに担当からも、また業者からも連絡するというので、どちらかは必ず連絡が行くという形をとっておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほどから出ております年末年始の使用につきましては、業者とも話しして、駐車場が利用できるように進めておりますので、御理解をお願いいたします。

あと、先ほど漏れましたが、事前調査についてですけれども、今回、この工事につきまして

は国庫補助ということで、当初、県と協議するときに、国庫補助の対象額が1億1,100万円になるようにという指示のもと、設計をしてきました。それに基づいて設計しておりますので、実際、工事をやるとなると、それでは無理が生じたということで、8月に補正をさせていただいたと。そのデータに基づいてできるだけの工事をするための補正をさせていただいたという形でございます。今回、仕事を始めるに当たり、工事をやって、あと機械がとまったということと、抜き取る金とか余分にかかりますので、そういうことではいけませんので、事前に試掘させていただきましたら石が出たということで、その石があってもできる工事ということで設計を見直したという形でございますので、よろしくお願いたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 担当課長の方から今後の工事の予定については今説明があったところでございます。

いずれにいたしましても、安全を第一に、さらにはお地元の区長さん、それから役員の方、それからお地元の議員さんに十分変更等生じたとき、事前には早目早目に御連絡させていただきまして、お地元の方々に御迷惑かけないような形で工事を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願申し上げます。以上です。

議長（吉田正輝君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 私なども含めて、余野の学共はよく使わせていただいておりますので、使うに当たっては、サークル活動やクラブ活動ですと遠方から講師を招いて、予定地のところの駐車場に車をとめていただくとか、近くには子どもと文化の森のNPO法人の施設もあって、そういう皆さんも御利用されている。駐車場がないと、本当に困るんですね。そういう意味で改めてお尋ねしておきますが、国のこの工事についての設計変更の決裁といいますか、承認がおりるのが2月の下旬か3月の上旬ごろになるので、それから工事にかかる、池工事については4月末までかかると。今、齊木議員から、この4月末で池工事が完了した暁には、全部とは言わないですが、現在地については駐車場として利用できるようにしてほしいんだということをお尋ねしたんですが、そのことについてのお答えがありませんでしたので、池工事が終わった4月下旬以降については、あそこが駐車場として使えるようにしてもらえるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 建設課長。

建設課長（鵜飼嗣孝君） 池工事を終わった後の駐車場ということで、池工事を終わった後につきましては、先ほども申したと思うんですけども、接続工事部分が始まった時点ではそこ

が使えないんですけれども、できる限り、今の場所の南の方につきましてはあけられるようにして、駐車場として利用していただけるという形を考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) ありがとうございます。

それで、4月末までに池工事を完了すると、工事は一時中断する形になって、地下水が上がってきますので。また、稲刈りが済んで地下水位が減少する、低くなった、それを見計らって昭和川との接続工事をやるということですね。それでいいんでしょうか。

議長(吉田正輝君) 建設課長。

建設課長(鵜飼嗣孝君) はい、そのとおりであります。

ちょっと先ほどの聞き取りがまずかったかもしれませんが、工事につきましては新年始まりましたら開始します。それで4月までということで、国の承認が得られるのは繰り越せるかどうかという承認ですので、工事については年明けましたら始めていきますので、よろしく願います。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 口で説明しておっても、なかなか理解が得られんものですから、一度工事の工程表ですね、今度の変更後の。そういったものがもしできれば、ぜひいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(吉田正輝君) 建設課長。

建設課長(鵜飼嗣孝君) 工程表につきましては、先ほど申しましたとおり県の方に、国の方へ繰り越しの申請をするための資料がございますので、提出することはできますので、よろしく願います。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(吉田正輝君) これをもって、議案第72号の質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第71号 大口町国民健康保険条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第71号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号 調整池整備工事請負契約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第72号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

社本副町長より退任のあいさつがありますので、よろしく願いいたします。

副町長（社本一裕君） まずもって、こうした機会を与えていただきましたことを心から感謝申し上げます。

私は、この21日で副町長の任期満了という大きな区切りを迎えることとなりました。通算では36年余の間、大口町職員として勤めさせていただくことができました。この間、本当に多くの皆さんの御助成で、今から思いますと楽しく過ごさせていただいたところであります。

もとより、私にとりましては、平時であればこうした大役をお受けすることはなかったところではありますが、長年お世話になり、得心のいく仕事に携わる機会に恵まれ、そしてその多くを周りの方々の温かいお力添えで形にすることができたという感謝の気持ち、その一念で務めてまいりました。

この4年間は、さらに多くの皆さんの御厚情、御助成のおかげできょうの日を迎えることができたところでもあります。そして、この間、多くの皆さんの力強さとひたむきな頑張りでまちづくりが進められるのを実感するたびに、大口町の職員であることをうれしく、誇りに感じておりました。

近隣市町の状況をお聞きすることが多い中で、この町の元気な力強い歩みを確信しているところでもあります。来年4月には新しい取り組みも始まり、ますます関心を集めるのではと思っ

ております。どうかこの町の皆さんとこの地域がともに輝きをさらに増すよう、お力添えいただきますことをお願い申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（吉田正輝君） これをもって、平成20年第11回大口町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（午前11時10分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 吉 田 正 輝

大口町議会議員 酒 井 久 和

大口町議会議員 宇 野 昌 康

写

平成20年12月10日

大口町議会議長 吉田正輝様

総務文教常任委員会

委員長 柘植 満

総務文教常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条により報告いたします。

記

議案番号	件名	結果
第62号	大口町部設置条例の全部改正について	原案可決
第63号	大口町税条例の一部改正について	原案可決
第64号	平成20年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第70号	国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について	原案可決

写

平成20年12月11日

大口町議会議長 吉田正輝様

健康福祉常任委員会

委員長 吉田 正

健康福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条により報告いたします。

記

議案番号	件名	結果
第64号	平成20年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第65号	平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第66号	平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第67号	平成20年度大口町老人保健特別会計補正予算(第2号)	原案可決

写

平成20年12月12日

大口町議会議長 吉田正輝様

環境建設常任委員会

委員長 鈴木喜博

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条により報告いたします。

記

議案番号	件名	結果
第64号	平成20年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第68号	平成20年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第69号	平成20年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決